

議案第26号

平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度基山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,625,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月1日提出

基山町長 松田 一也

平成30年6月8日原案可決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
13 国庫支出金		943,906	66,341	1,010,247
	1 国庫負担金	455,446	1,825	457,271
	2 国庫補助金	484,148	64,516	548,664
14 県支出金		440,061	5,527	445,588
	1 県負担金	250,406	1,892	252,298
	2 県補助金	148,635	3,634	152,269
	3 委託金	41,020	1	41,021
16 寄附金		1,002,501	19	1,002,520
	1 寄附金	1,002,501	19	1,002,520
17 繰入金		914,710	44,000	958,710
	1 基金繰入金	914,710	44,000	958,710
19 諸収入		220,054	△2,645	217,409
	1 延滞金、加算金及び過料	1,675	477	2,152
	4 受託事業収入	30,535	3,793	34,328
	5 雑入	79,463	△6,915	72,548
20 町債		345,034	50,900	395,934
	1 町債	345,034	50,900	395,934
歳 入 合 計		7,461,426	164,142	7,625,568

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		100,818	67	100,885
	1 議会費	100,818	67	100,885
2 総務費		2,133,481	1,066	2,134,547
	1 総務管理費	1,953,248	1,173	1,954,421
	2 徴税費	107,780	△5,161	102,619
	3 戸籍住民基本台帳費	57,560	5,054	62,614
	5 統計調査費	890	0	890
3 民生費		2,373,723	650	2,374,373
	1 社会福祉費	1,253,530	△4,187	1,249,343
	2 児童福祉費	1,120,191	4,837	1,125,028
4 衛生費		638,160	△2,981	635,179
	1 保健衛生費	178,620	△2,981	175,639
6 農林水産業費		121,969	9,455	131,424
	1 農業費	100,682	9,455	110,137
	2 林業費	21,287	0	21,287
7 商工費		80,077	6,327	86,404
	1 商工費	80,077	6,327	86,404
8 土木費		458,238	148,104	606,342
	1 土木管理費	22,251	1,370	23,621
	2 道路橋梁費	195,321	143,379	338,700
	3 都市計画費	64,951	5,614	70,565
	5 住宅費	30,698	△2,259	28,439
9 消防費		260,726	△4,091	256,635
	1 消防費	260,726	△4,091	256,635
10 教育費		630,259	4,685	634,944
	1 教育総務費	74,032	377	74,409

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
	2 小学校費	90,918	15	90,933
	3 中学校費	50,977	294	51,271
	4 社会教育費	209,809	3,750	213,559
	5 保健体育費	179,219	249	179,468
14 予備費		15,915	860	16,775
	1 予備費	15,915	860	16,775
歳 出 合 計		7,461,426	164,142	7,625,568

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基山町民会館指定管理料	平成31年度から平成35年度まで	192,977千円
基山町体育施設指定管理料	平成31年度から平成35年度まで	197,994千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
都市再生整備計画事業	(千円) 25,300	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	(千円) 15,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 18,000	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
道路整備事業	(千円) 24,600	同上	同上	同上	(千円) 54,300	同上	同上	同上
防災基盤整備事業	(千円) 2,500	同上	同上	同上	(千円) 4,600	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業	(千円) 2,700	同上	同上	同上	(千円) 2,300	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方創生基盤整備事業	(千円) 25,700	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 22,800	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公営住宅建設事業	(千円) 5,500	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) —	—	—	—	国の交付金事業が採択されなかったため